沖縄県北部医療組合職員の服務の宣誓に関する条例

令和5年4月1日条例第5号

沖縄県北部医療組合職員の服務の宣誓に関する条例をここに公布する。

沖縄県北部医療組合職員の服務の宣誓に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関して必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

- 第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の指定した者の面前において、 別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。 (宣誓の特例)
- 第3条 任命権者は、地震、火災、水害その他これらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、前条の規定にかかわらず、宣誓書に署名する前においても職員にその職務に従事させることができる。

(権限の委任)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関して必要な事項は、任 命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式 (第2条関係)

宣誓誓

私は、ここに日本国憲法を尊重し、地方自治の本旨に則り、民主主義の精神を体するとともに公務を能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 印